

平成27年11月2日

白河市議会議員 高橋 光雄 様

白河市議会政治倫理審査会委員長 須藤 博之

審査結果について（報告）

平成27年9月25日付けで審査要請があった事項について、審査を行ったので、白河市議会議員政治倫理条例第12条第1項の規定により、審査の結果を報告します。

1 審査請求の対象となる議員の氏名

大竹 功一 議員

2 審査請求の対象となる事由の該当条項

① 白河市議会議員政治倫理条例第3条第1号

（市民全体の代表者として、名誉と品位を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれる恐れのある行為をしないこと。）

② 白河市議会議員政治倫理条例第3条第8号

（虚偽の事実や誹謗中傷の発言又は情報発信により、他人の名誉を毀損する行為をしないこと。）

3 審査請求の対象となる内容

大竹功一議員の活動報告書「はってん（2015年8月20日第37号）」に記載されている内容に行き過ぎた表現があり、市議会議員の名誉を失墜させる虚偽の事実や誹謗中傷にあたるものが含まれていること。

4 審査の結果

別紙のとおり

審査の結果

1 審査の経過

審査会は、審査に付された今回の事件が、白河市議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）第3条第1号の「市民全体の代表者として、名誉と品位を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれる恐れのある行為をしないこと」及び第3条第8号の「虚偽の事実や誹謗中傷の発言又は情報発信により、他人の名誉を毀損する行為をしないこと」という政治倫理基準に違反する行為であるか否かについて、公平かつ慎重に審査を行った。

審査の経過及び内容は、次のとおりである。

(1) 第1回審査会 平成27年9月25日（金）

委員長及び副委員長を選出した後、審査請求の内容及び次回の審査会の開催等について確認した。

(2) 第2回審査会 平成27年10月6日（火）

審査の参考とするため、審査請求書提出者及び紹介議員に出席を求め、審査請求を提出するに至った経緯及び政治倫理基準に違反する内容等について聴取し、各委員から意見を徴した。

(3) 第3回審査会 平成27年10月14日（水）

前回の各委員の意見を取りまとめ、審査対象議員の意見聴取することを各委員に確認した。

(4) 第4回審査会 平成27年10月26日（月）

審査の参考とするため、審査対象議員に出席を求め、審査の対象となっている活動報告書「はってん（第37号）」の内容のうち、3つの文章の表現について本人より説明を求め、各委員より質疑を行った。その後、各委員より意見を聞き、審査会としての意見を取りまとめた。

(5) 第5回審査会 平成27年11月2日（月）

審査結果報告書（案）の最終確認を行い、議長に報告することについて承認を得た。

2 審査の結論

○ 「税金で走る選挙カーは必要か？選挙公営制度に疑問と苦情殺到!!」

公職選挙法において、お金のかからない選挙を実現するとともに、立候補の機会均等や候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として選挙公営制度が設けられている。

選挙公営制度は、国または地方公共団体が候補者の選挙運動の費用の一部を公費で負担するものであり、知事・市町村長選挙や県・市町村議会議員選挙は各地方公共団

体の条例に基づく制度となっており、白河市においては、白河市議会議員及び白河市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例により、候補者の選挙運動の費用の一部を公費で負担することが認められている。

審査対象議員の説明では、以前に支持者から議員になりたいのなら税金を使用せずに選挙に出ろと言われ、以来、選挙公営制度を利用していないとのことであり、今回の選挙においても選挙公営制度について訴えてきたとのことである。

議員はその権能である議案又は意見書の提出権を持っており、国等への意見書の提出や条例の改正、廃案等を上程することが可能である。

しかし、審査対象議員は、その権能に基づき選挙公営制度についての意見書、又は条例の廃案を本市議会に一度も提出したことがなく、今回の選挙公営制度に対する批判は選挙活動期間及び自らの活動報告でしか表明されていない。

全国で認められている選挙公営制度を、一候補者が選挙公営制度を利用しないことについては問題とするところではないが、制度上認められていることを、あたかも制度を利用することが悪いことのような表現は、市民に誤解を与え、正しく制度を利用している候補者を嘲弄するものであり、認められている制度の運用を妨げる行為である。

○ 「しかし、長時間労働でプロのウグイス嬢を雇用する場合、実際には多額の費用が必要だと噂されています。」

選挙運動に従事する者のうち報酬を支給できる者の範囲は、昭和37年以来「選挙運動のために使用する事務員」に限られていたが、昭和53年の法改正により「選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者」（「車上運動員」）も加えられた。これは、選挙運動が次第に専門化、技術化するとともにイメージを重視する傾向となり、車上運動員の使用が常態となっている実情にかんがみ、これらの者にも報酬を支給できるようにすべきとの議論が高まったことにより、法改正が行われたものである。

その報酬の額は、白河市公職選挙等執行規程により、1日あたり1万5千円と決められており、その決められた報酬額以上を支給した場合は、選挙運動者に対する買収罪が適用されることになる。

審査対象議員からは、14年前に市議会議員に立候補したときに紹介された元バスガイドからの話しで1日3万円以下ではできないと言われたことを記載したとの説明があったが、審査会において、審査対象議員に対し、3万円で雇用した候補者がいた事実を確認したのかと問いただしたところ、その事実は確認しておらず、噂でしか聞いたことがないとのことであった。

事実が確認されていない違法行為の「噂」を市民に対し情報発信することは、多くの市民に誤解を与え、市議会議員に対し多くの市民からありもしない疑惑を煽ること

になり、白河市議会の信用を失墜させる行為である。

○ 「選挙＝就職活動」

「選挙」とは一般の有権者が投票によって国会議員などの公職につく者を選出することであり、「就職活動」とは職業に就くための活動で、学生や失業者など職に就いていない、若しくは非正規雇用者が、企業や官公庁などに正規雇用されるための活動である。

審査対象議員からは議員選挙に出ることが就職活動をしているという認識をもっているとの説明があったが、それが全議員の共通認識ではない。また、選挙と就職活動のそれぞれの性質は全く異なるものであり、市議会議員本人が選挙と就職活動を同一行為として表現することは明らかな間違いであり、虚偽の記載である。

○ 結論

以上のことから、審査対象議員の議員活動報告「はってん（2015年8月20日第37号）」には不適切な表現が多く、虚偽の事実や誇大表現により多くの市民に対し誤解を与え、不用意に市民感情を煽っている。

これらの議会の品位又は名誉を損なう表現は、他人若しくは白河市議会の名誉を毀損する行為があると判断し、条例第3条第1号及び第8号の政治倫理基準に違反すると全会一致で結論を得た。

3 審査会が必要と認める措置

条例第6条第2項第2号に基づく措置については、「戒告」とする。

また、審査会として今後の議員活動に対し制限を加えるものではないが、審査対象議員に対し、議員活動報告などの情報発信をする場合は、必ず客観的な事実に基づいた内容を記載することを求め、その表現については市民の誤解や感情を煽るようなことのないよう、議会の品位を保つものでなくてはならないことを申し述べておく。

なお、審査対象議員は各議員との議員活動報告による議論を望んでいるようだが、言論の府といわれる議会の議論は常に議会内にあることを伝えておく。